

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第24条第2項	仲卸業者の分割の認可	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

仲卸業者たる法人の分割の場合（仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該分割について市長の認可を受けたときは、分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

認可申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者が2以上あるときは、それらの者が連署しなければならない。

- (1) 分割の当事者の名称及び住所
- (2) 分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人の名称及び住所
- (3) 分割により承継させる市場における仲卸しの業務に係る取扱品目の部類
- (4) 分割の方法及び条件
- (5) 分割の予定年月日
- (6) 分割を必要とする理由

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。